

第 18 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月12日(木) 午後3時00分～3時58分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 8人
 - 1番 金子 節夫
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 欠席委員 2人
 - 2番 島田 信成
 - 7番 松島 章倫
5. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 第53号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
 - 第54号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第18回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、8名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は8名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第18回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番横山宏委員、議席番号8番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年12月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「申請地を譲り受け、農業経営の拡張を図りたい」。譲渡人は「譲受人の要望により申請地を譲り渡したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては1ページから3ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「農地を譲り受け、規模拡大したい」。譲渡人は「農地を相続したが、農業を継続することが困難なため譲り渡したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては4ページから6ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>3番について、事務局より説明願います。</p> <p>番号3番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「優良農地を確保し経営規模を拡大したい」。譲渡人は「農地を管理できないため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては7ページから10ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>4番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。番号4番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「農業経営規模拡大のため」。譲渡人は「農業縮小のため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては11ページから13ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>5番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「農業規模拡大のため」。譲渡人は「農業規模縮小のため」とのことです。この申請の譲受人は法人です。よって、農地所有適格法人として認められるかどうかの審査も同時に行います。追加資料1と一枚紙の資料の農地所有適格法人の要件も一緒にご覧いただきつつお願いいたします。農地所有適格法人として認められ</p>

事務局(國府田)	<p>る要件として、</p> <p>①株式会社(株式非公開会社)・持分会社・農事組合法人のいずれかであること</p> <p>②売上高の過半が農業であること</p> <p>③構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の1/2を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること</p> <p>④役員の過半が農業の常時従事者、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事していること</p> <p>以上、4つの要件があります。では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況をご覧ください。まず、会社の形態は株式非公開会社であり、①の要件を満たします。次に1-2売上高をご覧ください。過去3年間の売上高実績は100%農業によるものであります。よって②の要件を満たします。次に、この法人の構成員及び農業従事者は2名であり、その内の法人代表者1名で議決権100%ということですので、③の要件を満たします。次に、構成員の農業の従事状況ですが、役員である者並びに構成員である者は年間通じて従事している状況で、④の要件を満たします。</p> <p>以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものであると思われる。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては14ページから18ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は少々荒れている状況でありましたが、取得した際は農地として適切に管理していくよう、改めて申し渡す事といたします。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>6番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号6番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「優良農地を確保し、農業経営規模を拡大したい」。譲渡人は「高齢で</p>

事務局(國府田)	<p>あり後継者もいなたため、農地を処分したい」とのことです。この申請の譲受人は法人です。よって、農地所有適格法人として認められるかどうかの審査も同時に行います。追加資料2と一枚紙の資料の農地所有適格法人の要件も一緒にご覧いただきつつお願いいたします。農地所有適格法人として認められる要件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①株式会社(株式非公開会社)・持分会社・農事組合法人のいずれかであること ②売上高の過半が農業であること ③構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の1/2を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること ④役員の過半が農業の常時従事者、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事していること <p>以上、4つの要件があります。では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況をご覧ください。まず、会社の形態は株式非公開会社であり、①の要件を満たします。次に1-2売上高をご覧ください。過去3年間の売上高実績の過半は農業によるものであります。よって②の要件を満たします。次に、この法人の構成員及び農業従事者は2名であり、その2名で議決権100%ということですので、③の要件を満たします。次に、構成員の農業の従事状況ですが、役員である者並びに構成員である者は年間通じて従事している状況で、④の要件を満たします。</p> <p>以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものであると思われる。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては19ページから21ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>7番について、事務局より説明願います。</p>

事務局(國府田)	<p>議案書4ページをご覧ください。番号7番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「優良農地を確保し経営規模を拡大したい」。譲渡人は「自身で農地の管理ができないので、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては22ページから25ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>8番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号8番、売買です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「優良農地を確保し経営規模を拡大したい」。譲渡人は「遠方在住で農地の管理ができないので処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては26ページから29ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては12月6日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請については、議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の番号2番と関連がありますので、そちらで一括審議します。</p> <p>次に議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案書6ページをご覧ください。議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年12月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りです。申請理由は「申請地は隣接する土地と一体で併用住宅用地として、昭和54年より利用しておりました。しかし現状では農地法上の整理が成されていないことが分かりました。事後となってしまう大変恐縮ではありますが、改めて農地転用許可申請を致しますため、何卒追認くださいますようお願い申し上げます。」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、30ページから32ページを参照して下さい。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>6番横山宏委員</p> <p>6番横山です。12月6日に2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図・付近状況図は資料の30ページを参照してください。申請地の農地区分は第一種農地と判断されますが、集落接続に該当するため不許可の例外となります。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番。議案書5ページの農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についても一括審議していただきますので、お願いいたします。今回この番号2番の案件は、議案書5ページにある当初計画者である法人が平成4年1月18日に共同住宅用地として許可を受けたものの、現在まで建設には至らない状況で、その後議案書6ページの番号2番の法人が全部承継する形で計画変更と農地法第4条の農地転用許可申請を提出することになったというものです。申請理由は「当初計画者である法人の社員寮を、平成4年に建築する予定で許可を取得しました。時代と共に情勢が変わり、社員寮が不要となり建築せず、令和4年に当社がこの法人を吸収合併し現在に至りました。当社は、道路の排水施設の設置を生業としております。資材の置場が足りなくなっており現在何も利用していない申請地を資材置場として利用したく今回の申請に至りました。」とのことです。</p> <p>転用目的は「露天資材置場用地」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては33ページから36ページを参照して下さい。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>4番（高田）</p>	<p>4番高田洋子委員</p> <p>4番高田です。12月6日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字秋妻字下川原地内、案内図は資料の33ページ、付近状況図は34ページを参照してください。申請地は栃木県との境にある矢場川沿いの農地となります。農地の広がりはなく、耕作するには不向きな場所でした。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や</p>

4番（高田）	<p>周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書7ページをご覧ください。番号3番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「私は平成28年4月に営農型太陽光発電設備の設置について一時転用許可を受け、東京電力と契約し売電した結果、営農基盤を強化することができ、営農を継続しております。営農計画書に基づいた営農を継続するため、再度、3年間の期間を定めた一時転用許可申請をいたします。」とのことです。</p> <p>転用目的は、「営農型太陽光発電設備設置用地」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては37ページから42ページを参照してください。</p> <p>営農型太陽光発電は、太陽光パネルの下の農地並びにパネルがない部分の農地も共に営農をしつつ、太陽光発電による売電で収益を得る方式です。営農ありきの太陽光発電であります。営農を行っていない場合は許可できません。太陽光パネル下の求められる営農実績は、近隣の通常の農地で同じ作物を営農した場合との比較、または農林水産省が実施する作況状況調査の県内における平均的な反収と比較して、8割以上の収穫高としてあげる必要があります。県は毎年営農実績を報告するよう申請者に義務づけており、営農していないもしくは8割以上の収穫ができていない場合、上の太陽光発電については、営農計画を見直して県の下承を得て行うか、そもそも上の太陽光発電の許可が取消もしくは許可できない場合もあるものです。今回の申請地は4回目の更新の申請であり、申請人については昨年度までの営農実績も問題なく、規定を満たすものでありました。</p>

事務局(國府田)	今回の申請内容として、太陽光パネルの下の営農は里芋・カブ・にんじん・モロヘイヤ・空心菜を栽培する計画となっており、今年度分の実績においても、規定をクリアする見込みであります。
会長(横山)	事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。 6番横山宏委員
6番(横山)	6番横山です。12月6日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料の37ページ、付近状況図は38ページを参照してください。申請地は第一種農地の青地となりますが、営農型太陽光発電設備設置用地の一時転用の申請となります。営農型太陽光発電のポイントとしましては、農作物が営農計画書通りに作付けされているか、また農地が適正に管理されているかが重要となります。以上のことを踏まえて、現地確認をいたしましたところ、現在はにんじん、カブなどの作物が作付けされており、作付けされていない場所も適正に管理されている状態でした。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長(横山)	担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 (挙手なし) 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 次に議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。
事務局(國府田)	議案書8ページをご覧ください。議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第

事務局(國府田)	<p>5条第1項の規定による許可申請があったので意見の決定を求めます。令和6年12月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「私は現在、館林市内に住んでいます。自分の家が欲しいと土地を探しておりましたところ、申請地を譲ってもらえることになりました。申請地は地区計画区域内にあります。周辺には小学校や中学校もあり、環境も良い場所です。資金の用意も整いましたので、自己用住宅を建築したく申請いたします。」とのことです。</p> <p>転用目的は「一般住宅用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては43ページから46ページを参照して下さい。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
1番(金子)	<p>1番金子節夫委員</p> <p>1番金子です。12月6日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の43ページ、付近状況図は44ページを参照してください。申請地は町民体育館から北に数百メートルのところであり、付近は市街化が進んでおります。学校や町民体育館等の公共施設が連なって存在する地域にありますので、農地区分は市街地近傍小集団農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長(横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>次に、番号2番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「私は、太田市内に居住し生活しています。現在両親と同居しておりますが、アパートでは十分な居住スペースがあまりありません。そのため、十分な居住スペースを確保し、両親が静かに生活できる場所を探しておりました。今回、ご縁があり、本申請地を紹介され、家族全員大変気に入っており、本申請地にて住宅を建築したく申請を行うものです。」とのことです。</p> <p>転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては47ページから50ページを参照して下さい。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>4番高田洋子委員</p>
<p>4番（高田）</p>	<p>4番高田です。12月6日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の47ページ、付近状況図は48ページを参照してください。申請地は狸塚南の信号から北西に数百メートルのところに位置しており、住宅に囲まれております。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>次に、3番・4番につきましては、関連がありますので一括審議します。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書9ページをご覧ください。番号3番並びに番号4番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りです。申請理由は番号3番については「邑楽南地区地区計画で定めた用途制限（生活利便施設誘導地区）内において、地域住民が身近な場所で医療サービスを受けられることに寄与するための診療所及びリハビリ施設の建築を計画いたしました。」とのことです。番号4番については「邑楽南地区地区計画で定めた用途制限（生活利便施設誘導地区）内において、番号3番の譲受人である医療法人の邑楽分院の建築を計画されました。当該敷地に隣接する申請地において調剤薬局を建設し、駐車場を兼ねた敷地一体利用により地域住民に合理的なサービスを提供したいと考えています邑楽町分院と当該調剤薬局は相互必要不可欠な施設であることから、邑楽町分院の開業を条件として賃借される調剤薬局事業者との三者合意をいたしました。」とのことです。ここで、番号4番について説明を加えます。番号4番の譲渡人は、申請地に貸店舗を建築し、調剤薬局事業者に貸し出します。ただこの調剤薬局は、番号3番の譲受人である診療所医療法人の開業ありき、ということなので、4番の譲受人である貸店舗建築事業者と入居予定の調剤薬局事業者と番号3番の診療所医療法人の三者で合意書を作成し、今回の申請に際して、その写しを提出しております。これにより転用後の事業の確実性を担保していることとなります。</p> <p>転用目的は番号3番については「診療所用地（売買）」、番号4番については「貸店舗用地（調剤薬局）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては51ページから53ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>1番（金子）</p>	<p>1番金子です。12月6日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図・付近状況図は資料の51ページを参照してください。申請地は国道354号線沿いにあり、農産物直売所の反対側に位置しております。現地は農地の広がりもない状態です。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。</p>

1 番 (金子)	<p>以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議事日程第 3、報告第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1 番から 2 番まで事務局より一括して報告を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書 10 ページをご覧ください。報告第 19 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、次のとおり農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和 6 年 12 月 12 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては 54 ページを参照してください。</p> <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（追認）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては 54 ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
会長 (横山)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 18 回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和6年12月12日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 横山 宏

委員 中村 政五郎